



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (คลองนาไม้โท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 45 の 1 (質疑応答)

2014 年 9 月 24 日 発行

皆様こんにちは！9月18日に「Vol. 45:タイの社会保険について」を配信したところ、ご質問を頂きましたので、読者の皆様と情報の共有を致します。今後ですが、法律の改定、情報の共有等ありましたら、第3木曜日の発行にこだわらず、逐次配信していく所存です。

【質問1】

タイにおける社会保険について書かれた文献はありますか？また、タイ語はありますか？

<回答 1>

本や文献などはなく、社会保険に関する詳細は、労働省・社会保険事務局のウェブサイトに掲載されています。URL: www.sso.go.th (英語あり)

タイ語は労働省社会保険事務局のサイトに掲載されています。

<http://www.sso.go.th/wpr/category.jsp?lang=th&cat=877>

【質問 2】

社会保険に「年金の制度」も含まれていることですが、これはタイ人だけでしょうか？外国人は対象になりますか？20年間、保険料を納めているので、年金を受け取ることができるのでしょうか。

<回答 2>

社会保険事務局のホットライン(Tel: 1506、担当:Ms. アリッサラ)に確認したところ、社会保険料を納付している場合は外国人も同様に適用されるとのことです。

詳細は次のページの通りです。

年金計算例

「満 180 ヶ月分の保険料を納めている場合、高齢者年金として、最終月給 6 ヶ月分の平均額の 20%相当額を支給する。」と規定されていますが、月給額の上限は 15,000 バーツとして計算します。(15,000 バーツ超の場合も 15,000 バーツとする。)

保険料納付 期間(年)	受給額	
	最終月給に対する割合(%)	月々受給額(バーツ/月)
15	20.0	3,000
20	27.5	4,125
25	35.0	5,250
30	42.5	6,375
35	50.0	7,500

例えば、55 歳退職時点で 20 年間保険料を納付していた場合の月々の年金受給額は、上記の表から 4,125 バーツとなります。

年金は、退職時より一生涯にわたり、毎月支給されます。

一括受給も可能とのことですが、その場合は 5 年分までに限定されるそうです。

上記と同じケースの場合、月々の支給額 4,125 バーツ×12(ヶ月)×5(年)=247,500 バーツの受給が可能です。

【質問 3】

定年などで会社を辞めてしまった場合、社会保険はなくなるのでしょうか？なくなった場合、任意加入などは可能でしょうか？

<回答 3>

任意加入は可能です。詳細は以下 2 ケースとなります。

★以前に被保険者であった場合

- 以前に被保険者であった場合、離職日より 6 ヶ月以内で、過去に納めた保険料が 12 ヶ月分以上である場合とする。但し、社会保険基金より身体障害に対する補償を受けている者でないこと。
- 月々の保険料は、432 バーツ。社会保険事務局に納付する。

- 保険の対象は、傷病、出産、身体障害、育児支援及び高齢に関するもの。
- 保険内容については、会社員(DMの表)と同様。年金については、4,800 パーツを基数として計算する。

保険料納付 期間(年)	受給額	
	最終月給に対する割合(%)	月々受給額(パーツ/月)
15	20.0	960
20	27.5	1,320
25	35.0	1,680
30	42.5	2,040
35	50.0	2,400

★被保険者であったことがない場合

- 満 15 歳から満 60 歳で、就業者又は上記被保険者でないこと。
- 月々の保険料は、100 パーツ、150 パーツ、200 パーツもしくはそれらの組み合わせ(100+150、150+200 等)から選択できる。

※保険料により、保険内容はやや複雑(割愛)。年金もあるが、35 年以上納めて、受給額は月々 600 パーツ等、内容は就業者又は上記被保険者ほど充実していない。

【質問 4】

代表取締役社長は社会保険に加入できないと聞いたことがあります。加入出来るのでしょうか？

<回答 4>

会社の定款で「代表取締役」の場合、社会保険に加入は認められていません。しかし、現在の社会保険制度に切り替わる前(2007 年以前)に加入していた場合は、退会する必要なく継続して被保険者として認められます。また、被保険者として、旧社会保険制度から保険料を徴収されていた雇用者(代表取締役)の場合、社会保険事務局に申請すれば、満 55 歳になった時点でそれまでの納付金を返金されるとのことです。

~~~~~

**【翻訳・通訳者派遣・法律関連本・各種デザインのお問い合わせ】**

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [maeda@tjprannarai.co.th](mailto:maeda@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>